

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：令和2年6月29日

評価者：多摩区指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市多摩スポーツセンター
指定期間	平成22年12月1日～令和3年3月31日
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> 施設全般の管理運営に関する業務 施設設備の利用提供に伴う業務 生涯スポーツ振興事業の実施等に関する業務 施設の維持管理に関する業務 スポーツ行政等への協力業務
指定管理者	名称：株式会社多摩オールフラッツ 代表者：代表取締役 浮穴 浩一 住所：横浜市西区みなとみらい3-6-1 電話：044-946-6030
所管課	多摩区役所まちづくり推進部地域振興課（内線：66361）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者には十分な量及び質のサービスを提供できたか。	<p>指定管理者は、要求水準書に基づき、スポーツの普及及び振興に関する各種事業を実施した。</p> <p>市民スポーツの普及と向上を目的として、事前の予約等を必要とせず個人で利用することができる個人開放事業（スポーツデー）を実施し、卓球やバドミントンなど、市民が気軽にスポーツに親しむことができる環境を作った。</p> <p>スポーツ教室事業については、短期及び特別事業も含め、幼児から高齢者、障害者などを対象とした幅広い教室（約60種目）を企画運営しており、当初はなかった卓球教室や高齢者に好評である転倒予防体操教室（ちょきん運動）、脳トレ運動などの種目の変更をはじめ、人気教室の増設や土曜日開催教室の開講など、利用者ニーズに応え取り組んだ。また、指定管理者からの選定時の提案により、初年度から継続して実施されている障害者向けのプール教室である「知的障がい者アクアムーブメント」や、「肢体障がい者アクアムーブメント」は当施設の目玉事業となっている。</p> <p>個人利用事業についても、トレーニング室における器具の追加や、環境の改善、プールにおけるお得な回数券の販売など、利用者のニーズにあわせた事業展開ができており、利用者には十分な量および質のサービスを提供したといえる。</p>
2	当初の事業目的を達成することができたか。	<p>施設利用者数は、事業者提案時の見込み（年間約28万人）を実質的な初年度の平成23年度から超え、近年では45万人以上を保っており、スポーツ活動の拠点としての役割を一定程度果たしていると言える。</p> <p>また、団体利用者数が令和元年度に過去最高となるなど、順調に増加しており、地域におけるスポーツ活動の拠点として、地域活動活性化に一定の寄与があったと考えられる。</p> <p>提供サービスについては、年代や種目のバランスを考慮した多種多様な教室事業等を展開しており、利用者アンケートの満足度の結果を見ても、事業目的は概ね達成されていると認められる。</p>
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	<p>事業期間を通じて、大きな事故等は発生しておらず、また、事業者も緊急時に備えたマニュアルの整備や各種研修・訓練を行うなどしており、安全・安心の面で、支障なく事業実施ができたと言える。</p>
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	<p>利用者総数や障害者の利用実績はデータが整備されているが、事業効果（利用者層の広がり等）をより一層高める観点から、今後、利用者等についてより多様なデータの収集・分析を行い、必要な改善等を図ることが重要である。</p> <p>また、ジャグジープールにおいては、レジオネラ症の発生はなかったものの、過去3回レジオネラ属菌の発生が確認されたため、ジャグジーの全換水を毎日行うなどの再発防止対策を行っている。今後も徹底した水質・衛生管理が必要である。</p>

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	所管課において、年度毎、月毎、四半期毎の事業報告書等によるモニタリングのほか、適宜、管理運営事業の実施状況調査（現地ヒアリング等を含む）を行った。 また、管理運営事業の実施に際しての指定管理者からの相談やそれに対する指導、問題発生時の対応、その他、施設の適正な管理運営に必要な調整・協議を実施した。
2	制度活用による効果はあったか。	（サービスの向上） 指定管理者は、要求水準書に規定されるサービスに加え、アンケート調査等を通じて把握した利用者ニーズに応じて、柔軟に事業展開（開催教室の変更やトレーニング機器の交換など）を行っているほか、自主事業において巡回バスの運行を行うことにより、利用者の利便性の向上にも努めるなど、民間活用の効果が一定程度認められる。 また、屋内施設と隣接する公園の屋外施設の管理を併せて行うことで、利用者の利便性の向上が図られている。 （経費の節減） 当事業はPFI手法を活用しており、最終的な財政負担軽減効果は約 7 億 8,000 万円の見込みで、事業者選定時の期待どおりの結果であった。
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	要求水準書等の記載事項に関して解釈の分かれる事象（通常の維持管理の範囲に入る補修か否か）が発生したが、リスク分担に基づく協議により課題解決を図っている。今後、長期にわたり維持管理を伴う事業を実施する場合には、維持管理の範囲等について出来る限り明確化するなどの対応が求められる。 また、PFIから指定管理者制度に移行するにあたり、適正な指定管理料を設定し、次期の運営にあたる必要がある。
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	次期事業期間においては、施設の管理運営面については引き続き民間活用を図る必要がある一方で、新たな施設整備や全面閉鎖を伴う様な大規模な改修等は見込まれないことから、指定管理者制度を通じて、管理・運営面での民間ノウハウの活用を行い、市民サービスの向上に向けて取組を進めることとしたい。

4. 今後の事業運営方針について

<p>次期事業については、「市民に対して多様なスポーツ活動の場を提供する」本施設の目的を踏まえ、これからの高齢化社会等の社会状況の変化に的確に対応を図るとともに、引き続き、利用者ニーズに柔軟に対応した質の高いサービス提供により、施設利用者数の維持・拡大しながら、財政的負担を軽減した、施設の管理運営が求められる。</p> <p>また、東京 2020 大会を契機に、スポーツ参画人口の増加が見込まれる（期待される）ことから、本市スポーツ施策全般にわたる方向性として、「川崎市スポーツ推進計画（平成 30 年 3 月改定）」においては、川崎で暮らす幅広い世代の市民が、『①スポーツを「する」ことによる健康の維持・増進、体力の向上』、『②スポーツを「観る」ことによる、喜びや感動の共有、気持ちの高揚』、『③スポーツを「支える」ことによる一体感の共有・醸成や人間的な成長』など、多様な形でスポーツに関わることで、スポーツ本来の魅力を実感（体感）し、障害のあるなしにかかわらず、誰もが自分らしく暮らし自己実現がかなう社会の実現（または生活の質の向上）をめざしており、本施設もこれらの施策を推進するための地域スポーツ振興に資する中核となる施設としての役割を引き続き果たしていくため、必要な事業を実施する。</p> <p>次期事業期間においては、前項の4でも触れたとおり、指定管理者制度を通じて、管理・運営面での民間ノウハウの活用を行い、市民サービスの向上に向けて取組を進めることとしたい。</p>
--